

第296回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年11月4日(水)15:00～15:10

場 所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第296回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局から御説明をお願いします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けず後日、議事録を速やかに公開することとしたいと考えてございます。

それから、第2部の議題につきましては個別の企業の情報を取扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いにしたいと考えてございます。

念のため御確認のほど、よろしくをお願いします。

○八田委員長　ありがとうございます。

それでは、今の御説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異存ありませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、議題1です。日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について、黒田室長から御説明をお願いします。

○黒田取引制度企画室長　それでは、資料3を御覧いただければと思います。日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請についてということでございまして、趣旨にあるとおり一般社団法人日本卸電力取引所は、電事法上、業務規程の変更を行う際には経産大臣の認可を取得するとされておりまして、当該認可については本委員会への意見聴取事項とされているということでございます。今般、市場監視業務の中立性・独立性の確保を目的とし

まして、日本卸電力取引所より業務規程の変更認可申請が行われ、経産大臣から意見聴取が行われておりますので、当該業務規程の変更について御審議をいただきたいというところでございます。

内容についてでございますが、1枚おめくりいただきまして横紙で説明させていただきます。

1ポツと2ポツは、先ほど申し上げた内容でございます。

3ポツでございますが、昨年6月に本委員会より日本卸電力取引所に対して、市場監視業務等の中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制を検討することを要請させていただきまして、それに基づいて昨年14日には、日本卸電力取引所より検討結果についての御回答をいただいたという状況でございます。

その回答の中でも、この取引所の中立性・独立性を確保する観点から市場取引監視委員会——これは取引所内で中立的な有識者で構成される所内委員会——の権限を強化するですとか、あと個別事業者に係る事案の決定プロセスの見直しを内容とする業務規程の変更を実施したいといった御報告をいただいたということでありまして、今回の申請もその流れで行われているものでございます。

具体的な内容は、さらに1枚おめくりいただいて下の箱で説明させていただければと思います。

まず市場取引監視委員会の権限の強化という点でございますが、これまで規程の変更前は、不公正取引の判定や処分に係る決定権限については理事会に帰属することになっております。理事会においては電気事業者も一部入っているということございまして、この点、中立性・独立性の観点から課題があるのではないかと言われていたところでございます。

この点を、規程の変更後という右側でございますが、このような不公正取引の判定や処分に係る決定権限を、今後は市場取引監視委員会に帰属する改正を行うということでございます。

また、2つ目の箱でございますけれども、市場取引監視委員会は理事会からの諮問がない限り、情報収集や調査分析など市場監視に必要な活動は行えない規程になっておりますが、この点を委員会自らの発意によって必要な活動を行えることとするものでございます。

また、3つ目の箱でございますが、市場監視担当部署からの不公正取引に係る個別監視結果の報告先に、これまでは理事会を含んでいるということございました。この点につ

きましては、監視を実施するに当たって監視対象となる電気事業者から事業者、理事を含む理事会に監視結果が報告されるということでありまして、経営情報等は情報提供できないといった申出等もあったということでありまして、監視の障害になり得る状況であったものですから、個別監視結果等の報告先から理事会を除外する規程の変更を行うものでございます。

それから(2)個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直しということでありまして、先ほど申しましたように不公正取引の監視に係る処分決定権限は、今後は市場取引監視委員会ということではございますが、例えばそれ以外の会員の資格審査ですとか、預託金納入義務違反等の処分といった個別事業者に係る事案の決定については、現状は理事会で決議をしているということではございます。これを今後につきましては中立者である理事長が決議することを原則とした上で、理事長が理事会に付議することが適当と判断した場合も、取引会員に属する理事・監事が当該議題には関与しない形の規程にするということではございます。

次のページで審査基準への適合性についてということではございますけれども、今般の改正につきましては、日本卸電力取引所における市場監視業務の中立性・独立性を確保する観点から行うものでございまして、電事法施行規則で規定される業務規程の認可基準である卸電力取引所の業務を適正かつ確実に実施する上で適当であるものにも該当すると考えられるため、経産大臣からの意見照会については問題ない旨の回答をすることとしたいということではございます。

私からの説明は以上になります。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見ございませんでしょうか。稲垣委員。

○稲垣委員　　念のため確認しておきたいのですが、業務規程の新旧対照表の14条の2項の3行目ですが、「委員会の決議に基づいて」とあるではないですか。この「基づいて」は、本取引所はこの委員会の決定に反することはできない。基づいてとはそういう意味であって、ほかの意味ではないと。つまり「委員会の決議と異なった執行は許されないことと、それから執行の差し控えも許されない。」そういう理解でいいですね。

○黒田取引制度企画室長　　基本的にそのような意味だと理解しております。当然3項にあるように弁明の機会の付与とか、そういったことはありますけれども、それを除けば基

本的には委員会が決議したとおりに処分するという意味で規定されている。

○稲垣委員 基本的にはって例外があるのですか。

○黒田取引制度企画室長 いや、あの……

○稲垣委員 ない？

○黒田取引制度企画室長 はい。

○稲垣委員 そういう理解ですね。

○黒田取引制度企画室長 はい、おっしゃるとおりです。

○八田委員長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

○稲垣委員 では、もう1点、やはり委員会の機能が十全に果たされることが大事だと思いますので、業務規程が改正された後は実効性のある取組ができるように予算とか、それから人員、権能、その他をきちっと整備していくと思われまますので、そこは事務局のほうでフォローアップをしてあげてください。

以上です。

○八田委員長 今回の稲垣先生がおっしゃったことに関連すると、この委員会の事務に携わる人は、ほかの事務も一緒にやるわけですか。兼務しているわけですね。

○黒田取引制度企画室長 はい。

○八田委員長 そうすると事によっては、何か委員会の事務をやっていたから知り得ている情報というものを持っているわけで、外国でどうしているか知らんけれども、なかなか微妙な立場になり得ることがあると思いますよね。最初からそんなにがちがちでないかもしれないでしょうが、その事務局の人の分離ということも独立させるなら考える必要があるかもしれない。全ての情報遮断ですね。——ほかには御意見ございせんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今の事務局から説明があったとおり委員会として意見決定をしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異存がありませんでしたので、そのように経産大臣に意見回答することにいたします。

第1部として予定していた議題は以上です。

——了——